

# 利用にあたって

## 1 2008 年漁業センサスの概要

2008 年漁業センサス（指定統計第 67 号）は漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）に基づき、2008 年漁業センサス要領によって実施されたもので、調査の概要は次のとおりである。

### （1）調査の目的

2008 年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、流通・加工業等の漁業をとりまく実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

### （2）調査の種類

調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査である。（ただし、海面漁業調査の一部、内水面漁業調査及び流通加工調査は農林水産省の直接調査のため、説明及び報告は農林水産省が行う。）

### （3）調査期日

平成 20 年 11 月 1 日現在

### （4）調査の機関

農林水産省—都道府県—市区町村—調査員

### （5）調査の方法

調査は、都道府県が任命した調査員が、調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行った。

### （6）調査の範囲

海面に沿う市区町村及び漁業法第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。

広島県            68 漁業地区    2,943 経営体

全 国            2,182 漁業地区 115,196 経営体

### （7）該当市町数

13 市町(海面漁業調査)

### （8）調査事項

ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設及びその他漁業経営体の経営状況

イ 個人経営体の世帯状況及び世帯員の漁業就業日数 等

### （9）調査結果の活用事例

ア 指定漁業の許可更新に関する基礎資料

イ 国際的漁業管理に関する基礎資料

ウ 地方交付税法に基づく交付金の算定基礎

エ 将来の漁業経営体数、漁業就業者数等を推計し、漁業の構造展望を作成

オ 水産白書の作成及び白書データによる長期的動向の整理 等

## 2 今回調査の主な改正点

### (1) 「漁業従事者世帯調査」の廃止

2003年漁業センサスまでは、漁業従事者世帯（過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯で個人経営体に該当しない世帯。）に対し、「漁業従事者世帯調査」を実施し、漁業従事者世帯に関する統計表を作成するだけでなく、個人経営体の世帯員と漁業従事者世帯の世帯員をあわせて漁業世帯員に関する統計表を作成していたが、近年の個人情報保護意識の高まりにより、漁業従事者世帯の正確な把握が困難となったことから調査を廃止した。これに伴い、漁業従事者世帯統計がなくなると共に、世帯員に関しては、個人経営体出身者のみを対象とする統計表を作成し掲載した。

### (2) 「漁業種類」の変更

漁業種類について、まぐろ類養殖を追加したほか、小型底びき網漁業の細分化を廃止するなどの変更を行った。（参考図1）

### (3) 「経営体階層」の変更

漁業種類の変更などに伴い、経営体階層の区分を変更した。（参考図2）

### (4) 「経営組織」の変更

2003年漁業センサスまでは、経営組織区分のひとつとして「官公庁・学校・試験場」を設けていたが、これらの多くは産業分類上「漁業」とは分類されていない。このため、2008年漁業センサスにおいては、これらのうち、都道府県の機関である栽培漁業センターや水産増殖センター等産業分類上「漁業」となる事業所のみ調査し、それらの経営組織区分を「その他」とした。

### (5) 「漁業就業者」の変更

漁業就業者のうち、雇われて漁業に従事する者については、2003年漁業センサスまでは、沿海市区町村の漁業を自営していない世帯のうち、漁業経営体に雇われて漁業に従事した世帯員がいる世帯について「漁業従事者世帯調査」を実施して把握していたが、2008年漁業センサスにおいては、同調査を廃止し、雇い主である漁業経営体の側から、非沿海市区町村に居住している者を含めて把握した。

このため、2008年漁業センサスの調査結果には、非沿海市区町村に居住している漁業雇われ者が新たに加えられている。

### (6) 「自営漁業の後継者」の変更

2003年漁業センサスでは、個人経営体の世帯員のうち自営漁業に従事した者について、後継者に該当するか否かを把握していたが、2008年漁業センサスでは後継者を幅広くとらえるため、自営漁業に限らず雇われて漁業に従事した人も範囲に含め、個人経営体としての後継者の有無を選択する方法に変更した。

### (7) 「過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額」の変更

2003年漁業センサスでは販売金額を実数で把握していたが、2008年漁業センサスではプライバシー意識の高まり等、調査環境の変化に対応するため、調査客体の販売金額を14の階層に分けて、選択する方法に変更した。

このため、2008年漁業センサスでは「1経営体平均販売金額」の集計を行わない。

### (8) 「漁船統計」の簡素化

調査客体の記入負担軽減の観点から、馬力数、竣工年、乗組員等、漁船に関する調査項目を大幅に削減したため、これらに基づく統計表は作成できなくなった。

## 3 利用上の注意

(1) 構成比(%)は四捨五入のため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

(2) 表中の記号は、次のとおりとする。

「－」 該当数値のないもの

「0.0」 数値が単位未満のもの

「△」 数値がマイナスのもの

「X」 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

## 4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数（地域単位）が3未満の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

## 5 報告書の内容

この報告書は、平成21年12月21日に農林水産省が公表した「2008年漁業センサス結果の概要（確定値）」の中から主な項目について広島県が独自でとりまとめたものである。

## 【参考】

### 用語の説明

・海面漁業	海面（浜名湖，中海，加茂湖，猿澗湖，風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
・漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために，生産物を販売することを目的として，海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし，過去1年間ににおける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
・過去1年間	平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間
・経営組織 個人経営体 団体経営体	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 個人で漁業を自営する経営体をいう。 個人経営体以外の漁業経営体をいい，会社，漁業協同組合，漁業生産組合，共同経営，その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社，合名会社，合資会社及び合同会社をいう。なお，旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 二人以上（法人を含む）が，漁船，漁網等の主要生産手段を共有し，漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外の経営形態をとる団体経営体をいう。
・経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により，次の方法により決定した。 ア 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網，さけ定置網，小型定置網及び海面養殖の各階層。 イ 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には，遊漁のみに用いる船，買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記ア以外の経営体は，使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により，漁船非使用，無動力漁船，船外機付漁船，動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

・漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用，無動力漁船，船外機付漁船，動力漁船 10 トン未満，定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船 1,000 トン以上の各階層を総称したものをいう。
・漁業種類	
営んだ漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53 種類）をいう。
主とする漁業種類	漁業経営体が過去 1 年間に営んだすべての漁業種類をいう。 漁業経営体が過去 1 年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい，漁業種類を 2 種類以上営んだ場合，販売金額 1 位の漁業種類をいう。
・漁船	
	過去 1 年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい，主船のほかに付属船（まき網における灯船，魚群探索船，網船等）を含む。 ただし，漁船の登録を受けていても，直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船，買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお，漁船隻数の算出に当たっては，上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい，複数の無動力漁船に 1 台の船外機を交互に付けて使用する場合には，そのうち 1 隻を船外機付漁船，他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお，船内外機船（船内にエンジンを設置し，船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
・海上作業	
	ア 漁船漁業では，漁船の航行，機関の操作，漁労，船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など，漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって，漁業に従事しない医師，コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。
	イ 定置網漁業では，網の張り立て（網を設置することをいう。），取替え，漁船の航行，漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。
	ウ 地びき網漁業では，漁船の航行，網の打ち回し，漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
	エ 漁船を使用しない漁業では，採貝，採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。
	オ 養殖業では，次の作業をいう。

(f) 海上養殖施設での養殖

- a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
- b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し
- c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業

(g) 陸上養殖施設での養殖

- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業
- b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除
- c 池及び水槽の見回り
- d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
- e 収獲物の取り上げ作業

・漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運営業務で海上作業以外のすべての作業をいう。

・出荷先

漁業協同組合の市場又は荷さばき所  
漁業協同組合以外の卸売市場  
流通業者・加工業者  
小売業者  
生協  
直売所  
自家販売  
その他

過去1年間に漁獲物・収獲物を、漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。  
漁協が開設している卸売市場又は、漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。  
漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。  
卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。  
スーパー（量販店を含む。）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。  
生協へ出荷している場合をいう。  
直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。  
自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。  
上記以外の場合をいう。

・個人経営体の 専兼業分類 専業	満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者のいない世帯をいう。
第1種兼業	満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいる世帯で、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回る世帯をいう。
第2種兼業	満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいる世帯で、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回る世帯をいう。
・基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
・自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
・漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
・新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
・世帯員 (個人経営体出身)	個人経営体出身で生活の拠点がその家にある者で、①住居と生計を共にしている者(血縁又は姻せき関係にない者も含む。)、②漁船に乗り込んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で家を離れている者のうち、不在期間が1年未満の者(漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。)、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みの者をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている者は含めない。
・漁業従事世帯員	満15歳以上で漁業従事日数にかかわらず過去1年間に漁業に従事した者(雇われて漁業の仕事のみに従事した者を含む。)をいう。
・大海区	水産統計の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、大海区区分図(図3)のとおり。





図3 大海区区分図

